

千葉県立県民の森指定管理者審査基準

【必須項目の審査】

- ・「1点」を標準とし、優れたものについては特に加減点。各項目とも3点満点。
- ・標準に満たない場合は0点。意見聴取した外部有識者等の過半数が0点を付けた審査内容があり、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	採点表				
				劣る	標準	やや優れる	優れる	
				0	1	2	3	
事業計画書の内容が県民の平等な利用を確保することができるものであるか（指定手続条例第3条第1号）	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	施設の設置目的を理解しているか	3					
		県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか	3					
	平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果	経営理念やコンプライアンスの取組等、団体の経営モラルは適切か	3					
		事業内容等が一部の県民、団体に対して不当に利用を制限又は優遇するものではないか	3					
個人情報の取扱は適正か	個人情報保護の取組	要配慮者への対応は適切か	3					
		個人情報保護のための適切な措置がとられているか	3					

【一般項目の審査】

- ・配点3の項目については、「2点」を標準（適格ライン）とし、優劣により加減点。
- ・配点5の項目については、「3点」を標準（適格ライン）とし、優劣により加減点。
- ・外部有識者等の評点を集計した結果、合計点が60点を下回り、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	採点表				
				劣る	やや劣る	標準	やや優れる	優れる
				3 点 以下	1	1.5	2	2.5
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に効果的に効率的に発揮させるものであるか。（指定手続条例第3条第2号）	利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果	年間の広報計画の内容は適切か	3					
		利用者増加への取組内容は適切か	5					
		地域、関係機関、ボランティア等との連携が図れているか	5					
	サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果	サービスの向上のための取組内容は適切か	3					
		募集要項に示した内容への提案は適切か	3					
		自主事業の提案は、公の施設のサービス向上に資するものとなっているか。指定管理業務を妨げない範囲となっているか	3					
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	全体的に施設の設備・機能を活用した内容となっているか	3					
		求めている内容が事業計画書で提案されているか	3					
		施設管理、安全管理は適切か（事故や災害発生時の危機管理に係る能力があり、発生時具体的な対応が示されているか）	5					
	管理に係る経費の縮減効果（又は収益性の確保）	維持管理は環境負荷低減の取組を含め、具体的・効率的に計画されているか	5					
経費の縮減等は見込まれるか（参考金額と公募提案額の比較）		10	自動採点 ※1					
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力（人員、財政的基盤等）を有しているか。（指定手続条例第3条第3号）	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	収入、支出の積算と事業計画の整合性は図れているか	3					
		収支計画の実現可能性はあるか	3					
		販売費及び一般管理費の額は適正か	3					
	安定的な運営が可能となる人的能力	人員配置等管理運営体制は適切か（食品関係、防火管理者等の資格、専任の責任者、作業員の確保等）	5					
		枯損木の伐倒、高枝の剪定、支障木の除去等、特に森林の管理を行うための設備及び高い能力を有し、施設管理に活用することができるか。	5					
		職員採用、確保の方策は適切か	3					
	安定的な運営が可能となる財政的基盤	職員の指導育成、研修体制は十分か	3					
		団体の財務状況は健全か※2	5					
		金融機関、出資者等の支援体制は十分か	3					
	類似施設の運営実績	実績からして、本件施設を良好に管理運営できるか	3					
その他	県民の森の魅力発信	県民の森の立地や特徴を生かした魅力の発揮ができていないか	3					
		体験活動プログラム及び主催イベントの提案は県民の森の魅力発信に資するものとなっているか。	3					
	指定管理施設の運営実績	運営状況評価	5	自動採点※3				
管理運営において、法令違反等に係る行政指導（労働基準監督署からの是正勧告等）又は不利益な行政処分を文書で受けたか		5	自動採点※4					

※1 採点方法：参考金額を1点とし、参考金額から参考金額の1%相当分額が下がるごとに1点加減し、満点は10点とします。

※2 ○団体の財務状況は健全か

- ・過去直近3か年の財務諸表において、債務超過（自己資本比率が0%未満）の年度があり、経常利益が赤字かつ赤字が回復傾向にない場合は、原則1とす
- ※中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後3年以内に健全な経営の軌道に乗ることの証明があれば、この限りでない。

※3 ○指定管理施設の運営状況評価

申請者（グループ応募の場合は構成員を含む）の現指定管理期間（直近4か年、令和元年度～4年度）における県民の森を含む本県の指定管理施設での運営状況評価を審査項目とする。

- ・「良好でない」評価が1回以上あった場合：1
- ・「一部良好でない」評価が2回以上あった場合：2
- ・標準：3（過去に実績がない場合は「3」を適用）
- ・全ての年度が「良好」以上の評価であった場合：4
- ・全ての年度が「良好」以上の評価であり、かつ「優良」が1つ以上あった場合：5

※4 管理運営において、法令違反等に係る行政指導（労働基準監督署からの是正勧告等）又は不利益な行政処分を文書で受けたか

申請者（グループ応募の場合は構成員を含む）が現指定管理期間（平成31年4月1日から令和5年度の次期指定管理者候補者選定の日まで）における県民の森を含む本県の指定管理施設の運営で、改善等の指示を受けたことを審査項目とする。

- ・法令違反に係る行政指導（労働基準監督署からの是正勧告等）又は不利益な行政処分を文書で受けた場合：1
- ・法令違反に係る行政指導又は不利益な行政処分ではないが、県から同じ内容に係る改善指示を2回以上受けた場合：3
- ・法令違反に係る行政指導又は不利益な行政処分を文書で受けておらず、県から同じ内容に係る改善指示を2回以上受けていない場合：5（過去に実績ない場合は「5」を適用）